

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 スポーツ振興課	
許 認 可 等 名	徳島市立体操センターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市体育施設条例	
根 拠 条 項	第10条	
連 絡 先	財団法人徳島市体育協会 徳島市立体操センター(電話 662-5878)	
審 査 基 準	基 準	徳島市体育施設条例 (利用料金の減免) 第10条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 別紙 利用料金の減免規程
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)